

議事要旨(5)「四半期会計基準専門委員会における検討状況」について

第2回四半期会計基準専門委員会(7月29日開催)において取り扱った、四半期会計基準の作成にあたっての論点を、資料「審議事項(5)四半期会計基準専門委員会での検討」に基づき説明を行った。7つの論点のうち、【論点2】四半期財務諸表の構成(金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書では、原則として連結をベースとし、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を四半期財務諸表の開示項目として掲げているが、剰余金計算書(又は、現在検討中の株主資本等変動計算書)についても含める必要があるか)【論点6】開示対象期間(損益計算書等のフロー情報については、期首からの累計情報に加え、当該四半期(3ヶ月間)の情報開示を求める必要があるか)【論点7】注記情報の基本的なスタンス(公認会計士のレビュー付きで45日以内でのタイムリーな開示が求められている中、中間財務諸表と同程度の詳細な注記情報の開示を求める必要があるか)の3つを主要論点として掲げた。専門委員会の議論の中では、特に、【論点2】と【論点6】が、投資者サイドと作成者サイドの間で意見が分かれている点であるので、これらの論点を中心に審議が行われた。

なお、企業会計基準委員会では、半期報告書制度が廃止され、第1~3四半期について四半期開示で統一されるという前提で四半期会計基準について検討を進めている。

委員からの主な意見は、以下のとおりである。

【論点2】

- ・ 第1案を事務局案としているが、第2案(損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を四半期財務諸表の構成とし、株主資本等に重要な変動があった場合には、その旨及び主な変動事由を注記する)も有力案として検討すべきで、現段階で絞るのは早過ぎる。

【論点6】

- ・ 季節的変動が大きい業界もあるので、当四半期の部分を明示すべきであり、累計だけではなく、当該四半期(3カ月)のフロー情報の開示も求める2案又は3案で検討を進めるべきである。
- ・ 2案又は3案で検討を進めるべきであるが、実務上の問題を考えると3ヶ月単位で締めると、細かい3ヶ月間のずれが翌期に少しずつ発生するので、3ヶ月のP/Lで何が当四半期の分とするのかを明示する必要がある。

【論点7】

- ・ 四半期情報は、できるだけタイムリーに開示することを考えていかなければならない。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

45 日以内でかつ公認会計士のレビューを受けなければならないという時間的な制約の中で、どういう注記情報が必要か、よく検討すべきである。セグメント情報のニーズはあるが、それ以外の情報は必要ないのではないか。

- ・ 中間財務諸表の注記情報の延長線で考えるべきではない。

【全体】

- ・ 開示項目を、現在の中間財務諸表の開示内容を前提として考えていくのは、迅速性、速報性を阻害することになるのではないか。開示すべき情報とのバランスが重要である。
- ・ 現在の東証での上場会社の開示よりも後退するのでは満足できない。基本的には中間財務諸表のベースに近づける方向で検討すべきである。

また、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書では、開示の後退にならないような形で四半期会計基準の検討を進めることとなっているが、これは、現在の中間財務諸表の開示内容と比較して開示の後退かどうかを判断するものではなく、全体として開示の後退にならないようにすることを再度確認した。

以 上